

松山総合公園の賑わい創出にかかる トライアル・サウンディング

1

事前相談・提案書類提出

▼
実施要領で提案要件や応募資格等をご確認の上、事業の提案について、まず市と事前相談を行ってください。
事前相談の結果に基づき、提案書類を作成し、提出してください。

2

提案審査

▼
提案要件を満たした事業であるか、今回のコンセプトに沿った事業であるか、などの点から事業実施の適否を審査します。

3

事前協議

▼
審査の結果、暫定使用者として決定した者は、事業の実施に必要な条件等を改めて市と確認するための事前協議を行ってください。

4

事業実施

▼
実施要領、提案書類及び事前協議の内容に基づき、事業を実施してください。

5

実績報告・ヒアリング

事業が終了したら、実績報告書を提出してください。
実績報告の内容に基づき、ヒアリングを実施しますので、忌憚のないご意見をお伺いさせていただきます。